

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年 1 月17日
【会社名】	株式会社フィデック
【英訳名】	Fidec Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 向井 徹
【本店の所在の場所】	千葉県市川市南八幡四丁目 9 番 1 号
【電話番号】	047-314-0650
【事務連絡者氏名】	取締役 財務部長 菅原 猛
【最寄りの連絡場所】	千葉県市川市南八幡四丁目 9 番 1 号
【電話番号】	047-314-0650
【事務連絡者氏名】	取締役 財務部長 菅原 猛
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 2,000,007,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年12月15日開催の当社取締役会において決議いたしました当社新株式発行について、平成23年1月15日開催の臨時株主総会において、第三者割当による新株式の発行に係る議案等が承認されたこと及び臨時報告書を平成23年1月17日に提出したことに伴い、平成22年12月15日に提出した有価証券届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

第3 第三者割当の場合の特記事項

3 発行条件に関する事項

6 大規模な第三者割当の必要性

第三部 追完情報

2 臨時報告書の提出

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線を付しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

（訂正前）

種類	発行数	内容
普通株式	222,223株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式です。 なお、当社は、単元株制度は採用しておりません。

（注）1．平成22年12月15日開催の取締役会決議によります。

- 2．本新株の発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）については、金融商品取引法による本有価証券届出書の提出にかかる届出の効力発生、平成23年1月15日開催予定の臨時株主総会における本第三者割当増資に関する議案の承認を条件としております。

<後略>

（訂正後）

種類	発行数	内容
普通株式	222,223株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式です。 なお、当社は、単元株制度は採用しておりません。

（注）1．平成22年12月15日開催の取締役会決議によります。

- 2．本新株の発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）については、金融商品取引法による本有価証券届出書の提出にかかる届出の効力発生、平成23年1月15日開催の臨時株主総会における本第三者割当増資に関する議案の承認を条件としておりましたが、につきましては平成22年12月31日に効力が発生し、 につきましては、同臨時株主総会において、上記議案の承認を得ております。

<後略>

第3【第三者割当の場合の特記事項】

3【発行条件に関する事項】

- （1）発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

<前略>

（訂正前）

上記の経緯を踏まえ、当社は、平成23年1月15日開催予定の当社臨時株主総会において、株主の皆様から特別決議による承認をいただけることを条件に、発行価格を9,000円として、本第三者割当増資を行うこといたしました。

（訂正後）

上記の経緯を踏まえ、当社は、平成23年1月15日開催の当社臨時株主総会において、株主の皆様から特別決議による承認をいただきましたので、発行価格を9,000円として、本第三者割当増資を行うこといたしました。

(2) 発行する株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

< 中略 >

(訂正前)

以上を勘案すると、本第三者割当増資は当社にとって必要不可欠な規模の増資であり、本第三者割当増資の希薄化の規模には一定の合理性があると判断いたしております。

しかしながら、本第三者割当増資は、上記のとおり既存株主に対して100%を超える大規模な希薄化を生じさせることを内容としており、既存株主の皆様への影響が極めて甚大であることから、平成23年1月15日開催予定の当社の臨時株主総会において、大規模な希薄化が生じるという点を含めた発行条件について、既存株主の皆様へ特別決議によるご承認をいただくことを条件として実行することとしております。

(訂正後)

以上を勘案すると、本第三者割当増資は当社にとって必要不可欠な規模の増資であり、本第三者割当増資の希薄化の規模には一定の合理性があると判断いたしております。

しかしながら、本第三者割当増資は、上記のとおり既存株主に対して100%を超える大規模な希薄化を生じさせることを内容としており、既存株主の皆様への影響が極めて甚大であることから、平成23年1月15日開催の当社の臨時株主総会において、大規模な希薄化が生じるという点を含めた発行条件について、既存株主の皆様へ特別決議によるご承認をいただきました。

6【大規模な第三者割当の必要性】

< 前略 >

(2) 大規模な第三者割当による既存の株主への影響

(訂正前)

本第三者割当による募集株式の数は222,223株（議決権数222,223個）であり、平成22年11月1日現在の当社の発行済株式の総数211,407株に対して、105.12%の割合（議決権における割合105.12%）の希薄化が生じることとなり、既存の株主の皆様に対して当該希薄化により多大なご迷惑をおかけすることとなります。

しかしながら、上記「6. (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由」に記載のとおり、早期の財務基盤の強化が求められる中、本第三者割当増資という、より確実な方法による資金調達を実現し対外的な信用を回復させることが企業の存続並びに今後の事業成長、ひいては企業価値の向上に寄与するものと考えております。かかる企業価値を向上させることで、既存株主の皆様の利益保護に繋がるものと考えており、本第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模は当社において、必要不可欠な規模であると判断しております。ただし、既存株主の皆様のご意向を尊重したく最終的な判断を仰ぐため、平成23年1月15日開催予定の臨時株主総会に上程し、そこで承認されることを条件に本第三者割当増資を実施する予定であります。

(訂正後)

本第三者割当による募集株式の数は222,223株（議決権数222,223個）であり、平成22年11月1日現在の当社の発行済株式の総数211,407株に対して、105.12%の割合（議決権における割合105.12%）の希薄化が生じることとなり、既存の株主の皆様に対して当該希薄化により多大なご迷惑をおかけすることとなります。

しかしながら、上記「6. (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由」に記載のとおり、早期の財務基盤の強化が求められる中、本第三者割当増資という、より確実な方法による資金調達を実現し対外的な信用を回復させることが企業の存続並びに今後の事業成長、ひいては企業価値の向上に寄与するものと考えております。かかる企業価値を向上させることで、既存株主の皆様の利益保護に繋がるものと考えており、本第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模は当社において、必要不可欠な規模であると判断しております。ただし、既存株主の皆様のご意向を尊重したく最終的な判断を仰ぐため、平成23年1月15日開催の臨時株主総会に上程いたしました。そこで承認が得られましたので、本第三者割当増資を実施する予定であります。

第三部【追完情報】

2 臨時報告書の提出

（訂正前）

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第11期事業年度）の提出日（平成22年6月28日）以降、本有価証券届出書提出日（平成22年12月15日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

＜後略＞

（訂正後）

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第11期事業年度）の提出日（平成22年6月28日）以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成23年1月17日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

＜中略＞

（平成23年1月17日提出）

1 提出理由

平成23年1月15日開催の当社臨時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

（1）当該株主総会が開催された年月日

平成23年1月15日

（2）当該決議事項の内容

第1号議案 第三者割当による募集株式発行の件

第2号議案 取締役1名選任の件

取締役として、向井徹氏を選任する。

（3）当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 （個）	反対数 （個）	棄権数 （個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	157,532	865	0	（注）1	可決（99.41%）
第2号議案	155,020	3,377	0	（注）2	可決（97.82%）

（注）1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成であります。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成であります。

（4）株主総会に出席した株主の議決権の数を一部加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対、及び棄権の確認ができていない一部の株主の議決権の数は加算していません。

（平成23年1月17日提出）1 提出理由

平成23年1月15日開催の当社取締役会において、代表取締役の異動について決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容1．代表取締役でなくなるもの（1）当該異動に係る代表取締役の氏名、職名、及び生年月日

<u>（氏名）</u>	<u>（新役職名）</u>	<u>（旧役職名）</u>	<u>（生年月日）</u>
瀧口 健	辞任	代表取締役社長	昭和26年1月26日生

（2）当該異動の年月日

平成23年1月15日

（3）当該異動の日における当該代表取締役の所有株式数

0株

2．代表取締役になるもの（1）当該異動に係る代表取締役の氏名、職名、及び生年月日

<u>（氏名）</u>	<u>（新役職名）</u>	<u>（旧役職名）</u>	<u>（生年月日）</u>
向井 徹	代表取締役社長	顧問	昭和32年8月2日生

（2）当該異動の年月日

平成23年1月15日

（3）当該異動の日における当該代表取締役の所有株式数

0株

（4）新たに代表取締役になるものの主要略歴

略歴	平成13年1月	シーア・インサイト・セキュリティ株式会社 代表取締役就任
	平成20年2月	株式会社リアリット 代表取締役副社長兼COO就任
	平成21年5月	株式会社ドン・キホーテ オペレーション統括本部執行役員 本部長就任
	平成22年1月	株式会社ワールドビクトリーロード 代表取締役社長就任
	平成23年1月	当社 顧問就任
	同年同月	当社 代表取締役社長就任（現任）